

を出している。八街市でも仕事を求めている市民が多い。続けるように国に要望していただきたい。

◆命と暮らしを守る国保

問 市長は「国保税引き上げに理解を」と言われるが、払いきれない実態を無視できない。市民の命と暮らしを守るために国保税を引き下げるべきである。一世帯当たり1万円の引き下げは約1億5千万円できる。八街駅北口の街づくり総合支援事業を凍結すれば財源を生み出せると思うがどうか。

市長 国保の財政基盤の脆弱化が急激に進行しており、国保財政は大変厳しく、現時点での保険税の引き下げは厳しい。

個人
質問 右山 正美

◆高齢者・障害者が安心して暮らせる街づくり

問 政府は介護への国の財政支出を抑制するために、サービス量を制限し、負担を増やそうとしている。こうしたもとの介護保険制度の見直しについて

①どのようなビジョンで進

めるのか。

②制度見直しの中で費用負担増や定率の負担を求めようとしているが、保険料の滞納状況は平成13年度は441名、6770万円。15年度は648名、1千400万円。滞納者が増加させている。また、介護認定者にたいし2割強の人が利用できない状況である。誰もが安心して利用できるような保険料・利用料の減免をする必要があると思うがどうか。

市長 ①について、介護サービスを利用した自立した生活のための能力維持・向上、さらに要介護の重度化予防を図るために介護予防を重点的に進めていく。②について所得に応じた保険料の5段階設定等により、既に低所得者への必要な配慮を行っている。加えて介護保険制度の見直しに向けて、国においても被保険者の負担能力をきめ細かく反映したものとなるよう、現行の第二段階を収入により分割し、負担能力の低い層の保険料負担をさらに軽減することを検討しているところであり、今後も現行の減免取扱基準により対応し

ていきたい。

利用料については、訪問介護を利用する低所得者に対しては、国の補助事業と市の単独事業で軽減措置を実施しているところであり、他のサービス利用に対する市単独の減免措置は考えておりません。

◆残土条例

問 市長は15年度決算委員会で日本共産党の質問にたいし、県条例を上回るものをつくっていくと答弁されているが、どのような内容が強化されるのか、いつ頃改正されるのか。

経済環境部長 改正内容は、すでに独自の条例をもって八市町の条例を参考に検討している。時期的には3月議会に上程したいと考えている。

問 川上学区、区長会から出された養豚場の白紙撤回の要望書に市長はどのようにこたえるのか。

市長 地元住民と充分協議を行い、理解を得た上で計画されるよう文書でお願いしている。

右山 糞尿を菌で処理できるといふ科学的データがいつい無く住民は納得でき

きない。再度、事業者に住民の合意、十分な理解を求めてもらいたい。

個人
質問 丸山わき子

◆災害、震災対策

問 1点目に新潟県中越地震の教訓を生かした災害に強いまちづくりを求めるがどうか。2点目に幼稚園・保育園・小中学校・公民館・市営住宅・市役所など

公共施設の耐震検査状況と耐震補強計画はどうか。3点目に乳幼児・高齢者に配慮した食料、緊急用資材の確保など整備の充実はどうか。4点目に自治会などへの自主防災に対する指導援助はどのようにされているのか。

市長 1点目、新潟県中越地震に照らし合わせ、検討を加える必要があれば修正をする。2点目について、引き続き耐震診断を実施する。3点目は乳幼児・高齢者に配慮した食料を含めた災害時の物資の供給を民間業者や市内団体と協議し、協力業務の協定締結を図る。4点目、地域の特性をふまえた防災対策の推進を行政区・自治会を通じて呼びか

けていきたい。

問 避難所は28カ所あるが、昭和26年に建設された公民館の住野分館は適切か。すべての避難所の安全性、老朽化を見直すと同時に、幼稚園、各地域のコミニティセンターなど新たに避難所を確保すべきと思うがどうか。

市民部長 住野分館については大変建物が古く、適切ではないと思われる。再度調査するとともに、新たに避難所については地域施設の実態調査が必要である。防災対策については見直しの時期にきていると自覚している。

問 雨水排水対策の推進について、1点目に大関調整池は三区、四区、五区、富山、松林地域の雨水をいつ

てに受けるのには容量不足であり、調整池下の田圃を買い上げて、拡張整備を進めるべきであるがどうか。2点目に交進住宅は大雨の度に雨水が集中し、早急な排水対策が必要であるがどうか。

市長 大関調整池の拡張については、近隣に同じような暫定的調整池が整備できるかどうか検討していきたい。交進住宅については、貯留施設の増設なども含め多様な対応をしたい。

◆市民が安心して暮らせるまちづくり

問 市民の個人情報保護は保護されているのか。

市長 平成13年10月1日から八街市個人情報保護条例が施行されたことに伴い、改めて、個人情報保護について周知するとともに、各課が実施している個人情報取扱事務を届け出させている。

問 個人情報情報が漏えいしており、保護条例を逸脱しているも罰則がない。見直しをすべきである。

総務部長 ご指摘がございましたように、保護条例の見直しを検討したい。



▲大関調整池下流付近